

## 店舗総合保険

| 補償の範囲   | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いできない主な場合   |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
|---|--|--|---|--|-------|----|-----|------|------------------------|---------|-----|------|------------------------|--|
| ①火災   | 火災による損害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>保険契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突・接触</li> <li>左記①～⑦、⑨および地震・噴火・津波を原因とする火災の際の紛失・盗難の損害</li> <li>動産が屋外にある間に生じた盗難</li> <li>戦争、内乱その他これに類似の事変、暴動</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>核燃料物質に起因する事故</li> <li>左記の保険金をお支払いする主な場合を除く以下の損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>電氣的事故による炭化または熔融の損害</li> <li>発酵または自然発熱の損害</li> <li>機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解・飛散の損害</li> <li>亀裂、変形その他これに類似の損害</li> </ul> </li> </ul> |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ②落雷   | 落雷による衝撃損害、電気機器などへの波及損害   |  |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ③破裂・爆発  | 破裂・爆発そのものの損害、被爆損害(水道管などの凍結による破裂損害は除きます。)   |  |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ④風災・雹災(ひょうさい)・雪災  | 台風・旋風・竜巻・暴風などの風災損害、雹災(ひょうさい)損害、豪雪、なだれなどの雪災損害を受け、その損害額が20万円以上となった場合(洪水・高潮・融雪洪水による損害は除きます。)          |  |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ⑤物体の落下・飛来・衝突・倒壊   | 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊、または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触による損害(雨、雪、あられ、粉じんなどの落下・飛来、土砂崩れによる損害などは除きます。) |  |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ⑥水濡れ  | 建物の内外の給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ損害(給排水設備自体に生じた損害、風災・雪災などの水災による損害は除きます。)       |  |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ⑦騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議  | 騒擾(そうじょう)やこれに類似する集団行動、労働争議に伴う暴力行為による損害   |  |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ⑧盗難<br>※商品、製品、原材料等の損害は除きます。   | イ. 保険の対象の盗取・損傷・汚損  | 盗難(強盗・窃盗またはこれらの未遂を含む)によって保険の対象に生じた損害(貴金属・美術品など明記物件の盗難の場合は1個または1組ごとに100万円が限度)   |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
|   | ロ. 通貨・預貯金証書の盗難   | 証券記載の建物内で通貨が盗まれた時、預貯金証書が盗まれ直ちに預貯金先に被害の届け出をしたが預貯金口座から現金を引き出された場合の支払い限度額   |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>種類</th> <th>通貨</th> <th>預貯金証書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財</td> <td>生活用</td> <td>20万円</td> <td>200万円またはその保険金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>設備・什器など</td> <td>業務用</td> <td>30万円</td> <td>300万円またはその保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table> |  | 保険の対象  | 種類  | 通貨   | 預貯金証書 | 家財 | 生活用 | 20万円 | 200万円またはその保険金額のいずれか低い額 | 設備・什器など | 業務用 | 30万円 | 300万円またはその保険金額のいずれか低い額 |  |
| 保険の対象   | 種類   | 通貨   | 預貯金証書   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| 家財  | 生活用  | 20万円   | 200万円またはその保険金額のいずれか低い額  |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| 設備・什器など   | 業務用  | 30万円   | 300万円またはその保険金額のいずれか低い額  |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
| ⑨水災   | 台風・暴風雨などによる洪水、高潮、土砂崩れなどによる損害(下記b.c.dの保険金が同時に支払われる場合、1事故1敷地内につき200万円限度)                             |  |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
|   | 建物・家財  | a. 損害額が保険価額の30%以上となった場合  | 保険金額(*1) × $\frac{\text{損害額}(*2)}{\text{保険価額(時価)}} \times 70\%$ |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
|   |  | 上記a.以外で床上浸水(*3)または地盤面より45cmを超える浸水による損害   | b. 損害額が保険価額の15%以上30%未満<br>c. 損害額が保険価額の15%未満の場合                  | 保険金額または保険価額のいずれか低い額×10%(1事故、1敷地内につき200万円限度)<br>保険金額または保険価額のいずれか低い額×5%(cとdの保険金を合わせて1事故、1敷地内100万円限度) |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |
|   | 設備・什器・商品・製品など  | d. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害   |   |  |       |    |     |      |                        |         |     |      |                        |  |

\*1 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。\*2 損害額が保険価額を超える場合は保険価額とします。\*3 床上浸水とは居住用に供する部分の床を超える浸水を言います。

### 補償の対象とならない主なもの

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 明記すれば保険の対象になるもの
- ※下記のもの保険の対象に含める場合は、申込書に明記してください。
- 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- 1個、1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、雛形(ひながた)、鋳型(いがた)、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

- 保険期間が1年を超える個人のご契約につきましては、ご契約の申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。詳しくは「注意喚起情報」のクーリングオフ欄をご覧ください。
- ご契約に際しては、必ず「火災保険ご契約のしおり」および「契約概要」「注意喚起情報」をご参照ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、店舗総合保険普通保険約款・特約集をご参照ください。ご契約手続き、その他この保険の詳細内容は取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 補償内容を限定し保険料を低く設定できる普通火災保険もごございます。

### 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。火災保険・地震保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

| ご契約の種類 | 火災保険*(店舗総合保険)                                  | 地震保険               |
|--------|--|--------------------|
| 保険金支払い | 破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%)<br>3ヶ月経過後は、補償割合80% | 保険金を全額支払(補償割合100%) |
| 解約返れい金 | 補償割合80%  | 全額支払(補償割合100%)     |

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

### 取扱代理店

### 引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) 火災保険部  
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29  
ガーデンシティ品川御殿山  
TEL 03-6364-7000(代)  
www.chubb.com/jp

CHUBB®

L1910435  
FAD5235-01-201907

2019.10 改訂版

CSL 加盟会社\* / セントラル警備保障の機械警備ご契約者さまへ

# CSLザ・ベスト

## 店舗総合保険

機械警備と補償のセット “保障から補償まで”トータルな安心をご提供します。

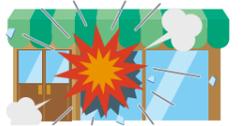
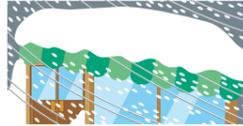
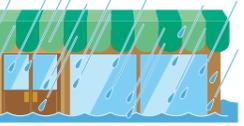
機械警備とリスク評価で大きな割引!

店舗総合保険に比べ補償を限定し、保険料を低く設定した普通火災保険もごございます。

\*セントラル・セキュリティ・リーグ(CSL)加盟会社

## 店舗や事務所を取りまくさまざまな災害に備えます

店舗総合保険は、店舗・事務所およびこれらの併用住宅の建物、ならびに建物に収容される動産が対象です。補償される範囲は以下のとおりになります。

| 保険金のお支払いの対象となる主な事故  |   |  |
|---|---|--|
| ①火災<br>                                | ②落雷<br>  | ③破裂・爆発<br>  |
| ④風災・雹災(ひょうさい)・雪災<br>※損害額が20万円以上の場合<br> | ⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊<br>※航空機の墜落や車の飛び込みなどの場合も含まれます。<br> | ⑥水濡れ<br>※給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ<br>(注)老朽化により生じた亀裂や穴からの水漏れが原因の場合は対象となりません。<br> |
| ⑦騒擾(そうじょう)<br>※集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為<br> | ⑧盗難<br>※商品、製品等は対象外<br>                                   | ⑨水災<br>   |

さらに「費用保険金」をお支払いします。

損害保険金のお支払い時にプラスして、以下の費用保険金をお支払いします。

### 残存物取片づけ費用保険金

①～⑦の事故で損害保険金をお支払いする場合、事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対してお支払いします。お支払額は損害保険金の10%の範囲内で、実際に支出された額です。

### 失火見舞費用保険金

①または③の事故で、第三者の所有物に損害を与えた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。お支払額は被災世帯数・法人数に20万円を乗じた額です。  
(1事故につき保険金額または保険価額のいずれか低い額の20%限度)

### 損害防止費用

①～③の事故で損害の発生および防止のために要した費用のうち、弊社が必要または有益であったと認めた費用をお支払いします。  
(例) 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用

### 修理付帯費用保険金

①～③の事故で保険の対象に損害が生じた結果、その復旧にあたり弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対してお支払いします。(居住の用に供する部分にかかる費用は除きます。)  
(例) 保険の対象の代替として使用する賃借費用など  
(1事故、1敷地内につき保険金額<sup>※</sup>の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)  
※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

### 地震火災費用保険金

地震・噴火・津波を原因とする火災によって、次の損害が生じた場合、それによって臨時に生ずる費用に対してお支払いします。(1事故、1敷地内につき300万円限度)

|                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 建物が半焼以上となったとき                       | 建物の保険金額 <sup>※</sup> の5%         |
| 家財が全焼となったとき、または家財を収容する建物が半焼以上となったとき | 家財の保険金額 <sup>※</sup> の5%         |
| 設備・什器、商品などを収容する建物が半焼以上となったとき        | 設備・什器、商品などの保険金額 <sup>※</sup> の5% |

※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

## 保険金額(ご契約金額)

保険契約は、保険の対象(建物、家財、什器など)のそれぞれに保険金額(ご契約金額)を設定してご契約ください。保険金額は時価額<sup>※1</sup>いっぱいにお決めください。保険金額が時価額の評価額に満たない場合には、お支払いする損害保険金が損害額より少なくなる場合があります。再調達価額<sup>※2</sup>で協定する価額協定保険特約<sup>※3</sup>のご契約をお勧めします。

※1 時価額…再調達価額から使用による消耗分を差し引いた額

※2 再調達価額…保険の対象と同等のものを再建築・再取得するのに要する額

### 保険金お支払い後のご契約

①～⑧(通貨・預貯金証書の盗難は除きます。)の事故による損害保険金のお支払い額が、1事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超えた場合は保険価額とします。)の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えないかぎり、保険金額は削減されません。

### 「価額協定保険特約」をお勧めします。

店舗総合保険は時価額を基準として損害保険金をお支払いしますが、時価額での保険金額だけでは十分な復旧ができない場合もあります。建物またはそれに収容される家財について価額協定保険特約をセットしてご契約いただいた場合には、再調達価額を基準に保険金額を限度として損害保険金をお支払いします。

「機械警備による安心保障」と「保険による補償」に割引もご提供!

# CSLザ・ベスト

各種の割引を活用して、保険内容の見直しと経費の削減も可能となります!

## ■ 機械警備割引 割引率 10%

保険の対象である建物に対して警備業法で定める警備業者がおこなう機械警備業務が施されており、かつ有効に機能している場合にこの割引の対象となります。割引の適用には機械警備を導入していることが確認できる証明書が必要となります。



## ■ リスク評価割引 最大割引率 50%

弊社社員がリスク調査を行い、割引率を判定いたします。



- 適用条件: 1つの敷地内の合計保険金額が1億円以上となるご契約が対象となります。一定の規模以上となる工場の場合は、保険金額が3億円以上となるご契約が対象となります。
- 割引対象: 建物、機械設備、什器、商品・製品・原材料等が対象です。
- 注意点: お客様のリスク管理の状況等により個別に割引率を決定します。調査結果や職作業等によっては割引ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## ■ 文教物件 / 医療物件割引 割引率 10%

文教物件は、保育園、幼稚園や小・中・高等学校などや各種学校、図書館、美術館、神社、仏閣、教会などの宗教施設、老人施設、福祉・介護施設などの建物および収容品が対象となります。医療物件は、病院、診療所、その他の医療施設などの建物および収容品が対象となります。

## ■ 消火設備割引 割引率 5～30%

一定の基準<sup>(注)</sup>に合致する消火設備を有する物件に適用される割引です。

(注) 基準とは、消防法による基準とは異なります。

## ご契約例

■ 東京都内 鉄骨スレート張事務所(2級構造) 保険期間1年間 一括払い契約

### ■ 保険金額

- 建物 8,000万円
- 什器備品 1,000万円
- 商品 2,000万円

※機械警備割引

※リスク評価割引 25%

※事故時諸費用特約付帯

134,000円  
割引適用前

機械警備割引と  
リスク評価割引 25% 導入

90,700円  
割引適用後

43,300円  
割引!!